

おくやみハンドブック

様の死亡に伴う手続について

このたびのご親族のご逝去に謹んでお悔やみ申し上げます。

このハンドブックでは、ご遺族のみなさまに必要となる主な手続についてご案内しています。

このハンドブックが、ご遺族のみなさまに少しでもお役に立てば幸いです。

多度津町

目次

火葬場の使用について	P2
町役場での手続チェックシート	P3
町役場での主な手続	P4~11
町役場以外での主な手続	P12
遺品の処分について	P13
多度津町役場本庁舎のご案内・庁内フロアマップ	P14

【死亡の手続に関するよくある質問】

Q:死亡届を提出するほかに、役場での手続はありますか？

A:多くの場合、死亡届提出後さまざまな手續が必要となり、亡くなられた方によって必要な手續が異なります。おくやみハンドブックをご確認の上、ご不明な点等がありましたら担当課にお問い合わせください。

Q:死亡の記載のある戸籍は、すぐに取得することができますか？

A:多度津町が本籍地の場合は、交付可能になるまで一週間程度かかります。自治体によって異なりますので、詳しくは亡くなられた方の本籍地の市役所等にご確認ください。
なお、令和6年3月1日から、本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書等が取れるようになりました。

※請求できる戸籍証明書の種類や請求できる人については制限があります。詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

※請求の際は、顔写真付きの本人確認書類(免許証、マイナンバーカードなど)が必要です。



法務省 HP はこちら⇒

【お知らせ】

- ・休日に火葬場を使用した方で領収書が必要な場合は、火葬場使用料の預書を住民環境課にお持ちください。
- ・休日に発行した死体埋火葬許可証には追記、訂正箇所がある場合がありますので、念のためお持ちください。

火葬場の使用について

火葬場使用にあたってのお願い

- ・金属の混入を抑えるため、「くぎ打ち」は行わないでください。
- ・お賽銭(六文銭)は、紙に印刷したものをご使用ください。
- ・場内での飲食、喫煙、撮影はご遠慮ください。
- ・ご遺体にペースメーカーが装着されている場合は、火葬場係員にお知らせください。
- ・火葬場係員への「心づけ」等は遠慮させていただいております。

副葬品について

個人の愛用品や思い出の品などの副葬品を棺の中に納められると、火葬時間が長引いたり焼骨が損傷したりするおそれがあるほか、爆発等による火葬炉の故障にもつながりますので、以下のような副葬品は棺に入れないよう、ご理解とご協力ををお願いいたします。

※添え花、シキビ、榊などは納棺していただいて結構ですが、少量に留めていただきますよう、ご協力ををお願いいたします。

【火葬に支障をきたす可能性のある副葬品一覧表】

副葬品	考えられる障害内容
<ul style="list-style-type: none">・大型の繊維製品(布団、ぬいぐるみ等)・大型の果物(すいか、メロン等)・厚みのある書類(アルバム、辞書等)・燃えにくい木製品(杖、バット等)	燃えにくいため、不完全燃焼を起こしたり火葬時間が長引く可能性があります。
<ul style="list-style-type: none">・カーボン製品(釣り竿、ゴルフクラブ等)・ガラス製品、陶器(眼鏡、ビン類、食器等)・金属製品(時計、装飾品、硬貨等)	焼骨や火葬炉に付着し、変色させたり損傷させる可能性があります。
<ul style="list-style-type: none">・機械(携帯電話、人工臓器等)・ドライアイス・スプレー缶、ライター、電池類	火葬中に爆発し、焼骨や火葬炉を損傷させる可能性があります。
<ul style="list-style-type: none">・化学繊維製品(衣類、鞄、靴等)・プラスチック製品(CD、ボトル等)	ダイオキシン類等の有害物質を発する可能性があります。

町役場での手続チェックシート

手續が必要な事項について、「該当」欄に赤色で印をしていますが、印のない項目についても該当がありましたら、担当課にて手續をお願いいたします。

	確認事項(亡くなられた方について)	該当	済	頁
住民環境課	1. 世帯主が亡くなり、同じ世帯に残る方が2人以上いる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P4
	2. 印鑑登録をしていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P4
	3. 通知カードまたはマイナンバーカードを持っていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P4
	4. 飼い犬がいた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P4
	5. 町営墓地を使用していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P4
高齢者保険課	6. 国民健康保険に加入していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P5
	7. 後期高齢者医療保険に加入していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P6
	8. 介護保険を利用していた(要支援・介護認定を持っている)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P6
	9. 国民年金に加入または受給していた	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P7
健康福祉課	10. 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P8
	11. 乳幼児医療・ひとり親医療・心身障害者等医療受給者証を持っていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P8
	12. 障害者手帳を持っていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P8
税務課	13. 個人住民税が課税されていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P9
	14. 固定資産税が課税されていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P9
	15. 税金等の納付を口座振替にしていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P9
	16. 軽自動車や原動機付自転車等を持っていた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P10
産業課	17. 農地を所有していた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P11
建設課	18. 町営住宅に住んでいた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P11

町役場での主な手続

1. 世帯主変更について

世帯主の方が亡くなり、その世帯に15歳以上の方が2人以上残っている場合、新しく世帯主を設定する必要があります。世帯主が亡くなった日から14日以内に手続を行ってください。

亡くなった方が一人世帯だった場合や、二人世帯でその世帯に残った人が1人のみの場合は、自動的に世帯主が決まるため、手続は必要ありません。

2. 印鑑登録について

亡くなった日をもって廃止となります。登録証はご返却ください。

3. 通知カードまたはマイナンバーカードについて

相続等の手続にマイナンバーが必要になる場合がありますので、手続が全て終わるまでは保管していただき、終わりましたらご返却ください。

なお、亡くなった方の住民票の写しにマイナンバーや住民票コードの記載はできませんのでご注意ください。

4. 飼い犬がいた

飼い主が変わる場合は、「犬の所在地等の変更届」をご提出ください。

5. 町営墓地を使用していた

納骨する場合は、「死体埋火葬許可証」をご提出ください。

墓地の使用を引き継ぐ場合は、すみやかに「町営墓地使用継承申請書」をご提出ください。

使用者の方が亡くなった後、相当期間を経過しても継承の申請がない場合は、墓地を返還していただくことがありますので、ご注意ください。

【受付窓口】

住民環境課(1階 1番窓口)

☎ 0877—33—4480

6. 国民健康保険に加入していた

亡くなった方が国民健康保険の被保険者であった場合、次の手続を行ってください。

必要書類の準備に時間がかかる等で期限内に手続きができない場合は、高齢者保険課にご相談ください。

なお、保険税が変更となる場合は、後日税務課より通知書を送付いたします。

①葬祭費の支給

葬祭を行った方に対して3万円が支給されます。葬祭を行った日の翌日から2年以内に手続を行ってください。

【葬祭費の申請に必要なもの】

- ・亡くなった方の国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ(以下、「資格確認書等」という。)
- ・喪主の通帳
- ・喪主であることが分かるもの(会葬礼状など)

②国民健康保険資格確認書等の返却

亡くなった日から14日以内にご返却ください。

【手続に必要なもの】

- ・国民健康保険資格確認書等
- ・限度額適用認定証(発行されている場合)

③世帯主の変更

亡くなった方が世帯主であった場合、14日以内に世帯主を変更する手続を行ってください。

【手続に必要なもの】

- ・その世帯の加入者全員の国民健康保険資格確認書等
- ・限度額適用認定証(発行されている場合)
- ・手続する方の本人確認書類(運転免許証など)

【受付窓口】

高齢者保険課(1階 3番窓口)

☎ 0877-33-4488

7. 後期高齢者医療保険に加入していた

亡くなった方が後期高齢者医療保険の被保険者であった場合、次の手続を行ってください。
必要書類の準備に時間がかかる等で期限内に手続ができない場合は、高齢者保険課にご相談ください。

なお、保険料が変更となる場合は、後日税務課より通知書を送付いたします。

①葬祭費の支給

葬祭を行った方に対して3万円が支給されます。葬祭を行った日の翌日から2年以内に手続を行ってください。

【葬祭費の申請に必要なもの】

- ・亡くなった方の後期高齢者医療資格確認書
- ・喪主の通帳
- ・喪主であることが分かるもの(会葬礼状など)

②後期高齢者医療資格確認書の返却

亡くなった日から14日以内にご返却ください。

【手続に必要なもの】

- ・後期高齢者医療資格確認書
- ・限度額適用認定証(発行されている場合)

8. 介護保険を利用していた(要支援・介護認定を持っている)

亡くなった方が介護保険を利用していた(要支援・介護認定を持っている)場合は、手続を行ってください。

【手続に必要なもの】

- ・介護保険被保険者証
- ・負担割合証(発行されている場合)
- ・限度額認定証(発行されている場合)
- ・手続をする方の本人確認書類(運転免許証など)
- ・手続をする方の印鑑

【受付窓口】

高齢者保険課(1階 3番窓口)

☎ 0877-33-4488

9. 国民年金に加入または受給していた

亡くなった方が国民年金に加入または受給していた場合、次の手続を行ってください。

①国民年金に加入していた

遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金等の制度があります。受給要件を満たしている必要がありますので、亡くなった方の基礎年金番号の分かるもの(年金証書など)をご準備のうえ、最寄りの年金事務所または高齢者保険課窓口までご相談ください。

②国民年金を受給していた

亡くなった方が受給していた年金の種別によって受給要件や手続方法が異なりますので、亡なくなった方の基礎年金番号の分かるもの(年金証書など)をご準備のうえ、最寄りの年金事務所または高齢者保険課窓口までご相談ください。

【受付窓口】

高齢者保険課(1階 3番窓口)

☎ 0877-33-4488

善通寺年金事務所

☎ 0877-62-1662
(自動音声案内 ①→②)

10. 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けていた

亡くなった方がお子様に関する手当を受けていた場合、資格の変更などの手続が必要となりますので、お早めに手続を行ってください。

【手続に必要なもの】

- ・児童扶養手当証書
- ・新たに受給者となる方の健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ、および通帳
- ・児童手当支給対象児童の通帳

11. 乳幼児医療・ひとり親医療・心身障害者等医療受給者証を持っていた

亡くなった方が上記の受給者証をお持ちだった場合、資格の変更などの手続が必要となりますので、お早めに手続を行ってください。

【手続に必要なもの】

- ・各受給者証
- ・通帳(亡くなった方の代理として受領する方のもの)

12. 障害者手帳を持っていた

亡くなった方が障害者手帳をお持ちだった場合、お早めに手帳をご返却ください。

【手続に必要なもの】

- ・障害者手帳
- ・通帳(亡くなった方の代理として受領する方のもの)

【受付窓口】

健康福祉課(1階 4番窓口)

☎ 0877—33—1134

13. 個人住民税が課税されていた

個人住民税は毎年1日1日を基準日として課税されます。そのため、1月2日以降に亡くなられた方はその年の住民税は課税となり、相続人に引き継がれます。

納税通知書などの送付先を変更したい方は、下記までお問い合わせください。

14. 固定資産税が課税されていた

固定資産税は1月1日時点で土地・家屋・償却資産を所有している方に課税されます。1月2日以降に亡くなられた場合は相続人に引き継がますが、納税義務者の変更や納税通知書などの送付先変更には手續が必要となりますので、下記までお問い合わせください。

また、固定資産の登記名義人を変更する手續が必要になります。令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化され、手續を怠った場合は罰則が科される場合がありますので、お早めに手續を行ってください。詳しくは、法務局へお問い合わせください。

15. 税金等の納付を口座振替にしていた

亡くなった方が税金等の納付を口座振替にしていた場合、登録の廃止や変更が必要となりますので、お早めに手續を行ってください。

【手続に必要なもの】

- ・廃止希望口座の通帳(廃止の場合)
- ・登録希望口座の通帳および届出印(変更の場合)

【受付窓口】

税務課(1階 2番窓口)

☎ 0877—33—1118

相続登記について

高松法務局丸亀支局

☎ 0877—23—0229

16. 軽自動車や原動機付自転車等を持っていた

亡くなった方が軽自動車や原動機付自転車等を所有していた場合、廃車または名義変更が必要となります。原動機付自転車(125CC 以下)および小型特殊自動車をお持ちだった場合は、町役場にて手続を行ってください。その他の二輪の小型自動車(125CC超)や軽自動車については、下記の機関にてお手続ください。

なお、軽自動車税は毎年4月1日を基準日として課税されます。月割課税制度はありませんので、4月2日以降に廃車をされてもその年度分は全額課税となり、相続人に引き継がれますのでご注意ください。

【町役場での手続に必要なもの】

- ・廃車→ナンバープレート、標識交付証明書、(窓口にお越しいただく方の)本人確認書類
- ・名義変更→標識交付証明書、(窓口にお越しいただく方の)本人確認書類

【受付窓口】

原動機付自転車(125CC 以下)・小型特殊自動車

税務課(1階 2番窓口)

☎ 0877-33-1118

軽二輪(125CC超~250CC以下)・小型二輪(250CC超)

四国運輸局香川運輸支局

〒761-8023

高松市鬼無町字佐藤20-1

☎ 050-5540-2075(登録部門)

軽自動車

軽自動車検査協会香川主管事務所

〒769-0103

高松市国分寺町福家甲1258-18

☎ 050-3816-3122

17. 農地を所有していた

亡くなった方が農地を所有しており、相続により農地の権利を取得することとなった場合、概ね10か月以内に農業委員会に届出をしていただく必要がありますので、相続登記の手続完了後お早めに届出を行ってください。

【受付窓口】

産業課(1階 5番窓口)

☎ 0877—33—1113

18. 町営住宅に住んでいた

亡くなった方が町営住宅の入居者であった場合、名義変更や異動の届出が必要となりますので、お早めに手続を行ってください。

【受付窓口】

建設課(2階 10番窓口)

☎ 0877—33—1112

町役場以外での主な手続

主な手続	お問い合わせ先
□ 厚生年金の未支給年金・遺族年金の 請求など	善通寺年金事務所 ☎ 0877-62-1662
□ 運転免許証の返納	香川県運転免許センター ☎ 087-881-0645 善通寺運転免許更新センター ☎ 0877-63-0011 最寄りの警察署
□ 資格確認書または資格情報のお知らせ(国保、後期高齢以外)の返納等	亡くなられた方の勤務先
□ 難病患者の特定医療費(指定難病) 受給者証の返納等	香川県中讃保健福祉事務所 健康福祉課 ☎ 0877-24-9961
□ 被爆者健康手帳の返納	香川県中讃保健福祉事務所 健康福祉課 ☎ 0877-24-9961
□ 普通自動車の廃車または名義変更 自動車税関係の手続	四国運輸局香川運輸支局 ☎ 050-5540-2075 香川県県税事務所自動車税課 ☎ 087-806-0314
□ 相続税・所得税・消費税などの国税の手続	丸亀税務署 ☎ 0877-23-2221(自動音声)
□ 土地・家屋等の相続登記	高松法務局丸亀支局 ☎ 0877-23-0229
□ 相続放棄・相続の限定承認の申述	高松家庭裁判所丸亀支部 ☎ 0877-23-5184
□ 遺言書の検認・開封など	高松家庭裁判所丸亀支部 ☎ 0877-23-5184
□ パスポートの返納	香川県パスポートセンター ☎ 087-825-5111
□ 死亡保険金、入院給付金等の請求	加入の生命保険会社または代理店
□ 預貯金口座の相続手続など	各金融機関
□ クレジットカードの解約	各契約会社
□ 固定電話・携帯電話の契約継承・解約	各契約会社
□ インターネット・ケーブルテレビの 名義 変更・解約	各契約会社
□ NHK 受信料の名義変更・解約	☎ 0120-151515(フリーダイヤル)
□ 電気・ガス料金等の名義変更・解約	各契約会社
□ 県営住宅の名義変更等	香川県住宅課 ☎ 087-832-3587
□ 在留カードの返納	高松出入国在留管理局 ☎ 087-822-5851
□ 株式等の名義変更など	各証券会社等
□ 水道の名義変更・中止の手続	香川県広域水道企業団中讃ブロック統括センター ☎ 0877-98-1107(お客様センター)

遺品の処分について

少量の場合は、多度津町の「ごみの出し方・収集計画表」をご覧いただき、正しく分別して収集日の朝8時までに集積場に出してください。

大型の物や重量物、一度に多量(30kg以上または、縦・横・高さが各1m以上2m未満の物や家具等)の遺品をごみとして処分する場合は、多度津町リサイクルプラザへ搬入してください。(30kgを超えると処理手数料が必要になります。)

【リサイクルプラザへの持込可能時間】

平日の午前8時30分～午後4時(水曜日を除く)

※毎月第3日曜日は、一般家庭の資源ごみおよび可燃ごみ、不燃ごみの受け入れをしています。

(午前8時～11時)

【受付窓口】

多度津町リサイクルプラザ

場所：多度津町桃山13-1

☎ 0877-33-4425

■多度津町役場本庁舎のご案内



〒764-8501

香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号

TEL (0877)33-1110 (代表)

FAX (0877)33-2550 (代表)

■庁内フロアマップ

1F



●利用頻度が高い窓口部門

●地域交流センター

※建設課地籍係は⑤産業課内にあります。

庁舎1階は、市民の利用頻度が高い窓口部門を中心に配置し、窓口周辺には相談室を設置しています。

地域交流センター1階は、吹き抜けのエントランスホールやルーム（会議室）を配置しています。守衛・宿直室は地域交流センターの受付と庁舎の宿日直業務を一括して行います。

2F



●教育・事業系・総務・町長公室部門

●地域交流センター

庁舎2階は、事業系部門や管理部門及び町長室などを配置するとともに、災害対策機能も集約しています。

地域交流センター2階は、ホールと外部のデッキを一体的に利用することができるほか、外部のデッキからは電車を見ることも可能です。